

鳥取市補助金カルテ

NO.	319	担当課	佐治町総合支所地域振興課	外線	0858-71-1912
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	佐治ふるさと祭り実行委員会補助金				
概要	佐治ふるさと祭り実行委員会が実施する「佐治ふるさと祭り」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H20	終期	R9年度末で効果検証		
効果目標	佐治ふるさと祭りの開催による地域の農業振興及び地域の情報発信のため入場者数1,000人以上を目指す。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費
歳出事業名	ふるさとの味祭り事業費補助金（佐治町地域振興課）				
R8予算	1,350千円				
R8予算 積算根拠	対象軽費 1,400千円(事業費) - 50千円(市補助金以外の収入)				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	1	1,350		
	R6	1	1,350		
	R5	1	1,350		
	R4	0	0		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	, なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	佐治ふるさと祭り実行委員会
交付要件	佐治ふるさと祭り実行委員会
対象経費	実行委員会の運営に要する経費（食糧費を除く）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 市民で構成された団体が行う事業への支援であり、その団体は自主財源がないため。2-7補助金の上限について検討する。
公益性	-
公平性	4-1上限の設定と併せて、補助額についても検討する。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり、補助額の上限設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	320	担当課	佐治町総合支所地域振興課	外線	0858-71-1912
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	文化財保存及び保護に関する補助金（文化振興費）				
概要	さじ民話会が行う、さじ谷ばなしの保存伝承活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3403）魅力ある地域づくり・ひとづくりの推進				
創設年度	H13	終期	R9年度末で効果検証		
効果目標	・市指定文化財の「佐治谷話」の伝承活動と情報発信のため、佐治民話会による語り体験会実施回数を31回以上実施を目指す。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化振興費（佐治町地域振興課）					
R8予算	20千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象経費 40千円×1/2			R7 (見込)	1	20
				R6	1	18
				R5	1	7
				R4	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	, なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	さじ民話会
交付要件	指定文化財及び国登録文化財の所有者及び文化財の保護啓発のための事業を行う団体。
対象経費	指定文化財及び国登録文化財の保存修理に係る経費、指定文化財の管理に係る経費、文化財の保護啓発を目標として行う研修会等の経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-